

## 運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

水間鉄道株式会社では、輸送の安全を確保するため、以下のとおり安全に関する基本方針等を定め、全社員が一丸となって取り組んでまいります。

### <水間鉄道株式会社の安全方針>

『安全の確保は輸送の生命である』

『規程の遵守は安全の基礎である』

『執務の厳正は安全の要件である』

1. 私たちは、運輸安全マネジメント体制を強化し、全員協力一致して事故防止に努めます。
2. 私たちは、輸送の安全に関する法令、社内規程を遵守します。
3. 私たちは、PDCAサイクルを回し、安全性の向上を追求し続けます。

#### 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 代表取締役社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たすと共に、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現業部門の状況を十分に踏まえつつ、全社員に対して輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 輸送の安全に関する「計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）」を確実に実施するとともに、安全対策を不断に見直し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。
- (3) 輸送の安全に関する情報等については、積極的に公表いたします。

#### 2. 輸送の安全に関する目標及び達成状況

##### (1) 事故件数

- ・有責重大事故

平成29年度 目標：0件 実績：0件

- ・その他有責事故

平成29年度 目標：7件以下 実績10件

##### (2) 輸送の安全に関する投資額

平成29年度 目標：1,000千円 実績：23千円

### 3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

- (1) 死亡事故件数  
水間営業所：0件 全国：0件
- (2) 重傷事故件数  
水間営業所：0件 全国：0件
- (3) 軽傷事故件数  
水間営業所：2件 全国：2件
- (4) 物損事故件数  
水間営業所：10件 全国：10件
- (5) 事故報告書提出件数  
水間営業所：0件 全国：0件
- (6) 健康起因事故件数  
水間営業所：0件 全国：0件

### 4. 安全管理規程

別紙「安全管理規程」のとおり制定し、監督官庁へ届出しています

### 5. 輸送の安全のために講じた措置

- (1) 直近3年間の運輸安全マネジメント評価の実施状況
  - ・平成30年7月18日  
運輸安全マネジメント評価（第1回）
- (2) 直近3年間の民間指定期間における運輸安全マネジメント認定セミナーの受講状況
  - ・平成30年5月29・30日  
公益財団法人鉄道総合技術研究所 運輸安全マネジメント研修（内部監査員コース）
  - ・平成29年5月30・31日  
公益財団法人鉄道総合技術研究所 運輸安全マネジメント研修（内部監査員コース）

### 6. 輸送の安全にかかわる情報の伝達体制、その他の組織体制

〔別紙1〕〔別紙2〕のとおり

## 7. 輸送の安全に関する教育及び研修計画

- (1) 監督者研修会  
営業所長、営業所長代理、助役を対象に労務管理等の研修会を年2回実施いたします。
- (2) 運転士事故防止研修等  
運転士を対象にドライブレコーダー等を活用した研修を実施いたします。また、65歳以上の運転士を対象に所定受診サイクルに従い運転適齢診断を受診させます。
- (4) 経験の浅い運転士に対するフォローアップ研修  
入社1年を経過した運転士を対象に基本運転・接遇訓練等の教習を実施し、基本動作の再確認と知識・技能の向上を図ります。
- (5) 新入社員研修  
新たに採用した運転士に対し、社内規程、安全運転心得、事故防止研修、接遇訓練を実施するとともに、配置後は、営業所の監督者等による乗務指導を実施し、基本運転技術、接遇等の向上を図ります。
- (6) 特別教育  
重大事故惹起者、服務規律違反者、乗務指導違反者を対象に、営業所の監督者等による特別教育を実施いたします。
- (7) 事故防止委員会の開催  
本社及び営業所において、労働組合との事故防止委員会を随時開催し、安全意識の高揚を図ります。

## 8. 輸送の安全に関する内部監査結果及び措置内容

内部監査の実施なし

## 9. 安全統括管理者

常務執行役員・自動車部長 平成25年10月1日選任

## 10. 運転者にかかわる情報

- (1) 運転者の人数  
正規雇用：7名  
正規雇用以外：17名
- (2) 社会保険等加入者の人数  
正規雇用：健康保険・厚生年金・労災保険・雇用保険 各7名  
正規雇用以外：健康保険・厚生年金・労災保険・雇用保険 各17名
- (3) 運転者の平均勤続年数  
正規雇用：7年  
正規雇用以外：4年

### 1 1. 運行管理者にかかわる情報

- (1) 運行管理者人数  
3名（うち、運転者等兼職3名）
- (2) 運行管理者補助者人数  
2名（うち、運転者等兼職2名）

### 1 2. 整備管理者にかかわる情報

- (1) 整備管理者人数  
1名（うち、運転者等兼職1名）
- (2) 整備管理者補助者人数  
4名（うち、運転者等兼職4名）

### 1 3. 事業用自動車にかかわる情報

〔別紙3〕のとおり

※本文記載の数値等は、特に指定の無い限り、平成30年3月31日現在のものとなります

以上

# 安全管理規程〔自動車〕

【一般旅客自動車運送事業】

【特定旅客自動車運送事業】

水間鉄道株式会社

## 目 次

第一章 総則（第一条）（第二条）

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等（第三条—第六条）

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制（第七条—第十条）

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法（第十一条—第十八条）

## 第一章 総則

### (目的等)

第一条 この規程（以下、「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二條の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第二条 本規程は、当社の一般貸切旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

## 第二章 輸送の安全を確保するための基本的な方針等

### (輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長及び役員は、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、自動車施設、車両及び社員を総合活用して輸送の安全を確保するための管理の方針その他事業活動に関する基本的な方針は次項の規定によるものとし、安全の確保に関する業務の実施状況を踏まえ、必要に応じ見直すものとする。

2 本規定に基づき、輸送の安全に関する「計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）」を確実に実施するとともに、安全対策を不断に見直し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

### (輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適格に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

### 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務等)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。

- 2 社長及び役員は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 社長及び役員は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長及び役員は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
  - 二 運行管理者
  - 三 整備管理者
  - 四 その他必要な責任者
- 2 営業所長は安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、指導監督を行う。
  - 3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号いずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
  - 一 国土交通省大臣の解任命令が出されたとき。



- 二 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- 三 関係法令に違反する等により、安全統括管理者としてその職務を引き続き行うことが、輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

#### (安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、本規程の周知、関係法令等の遵守と、安全第一の意識を徹底させること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長及び役員に報告すること。
- 六 社長及び役員対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

### 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

#### (輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

#### (輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 社長及び役員と現業部門、運行管理者、運転士等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されることに務める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長及び役員又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内においての報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規制(昭和二十六年運輸省令第百四号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長及び役員に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講ずる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講ずる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規定は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長及び役員に報告した是正措置又は予防措置を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

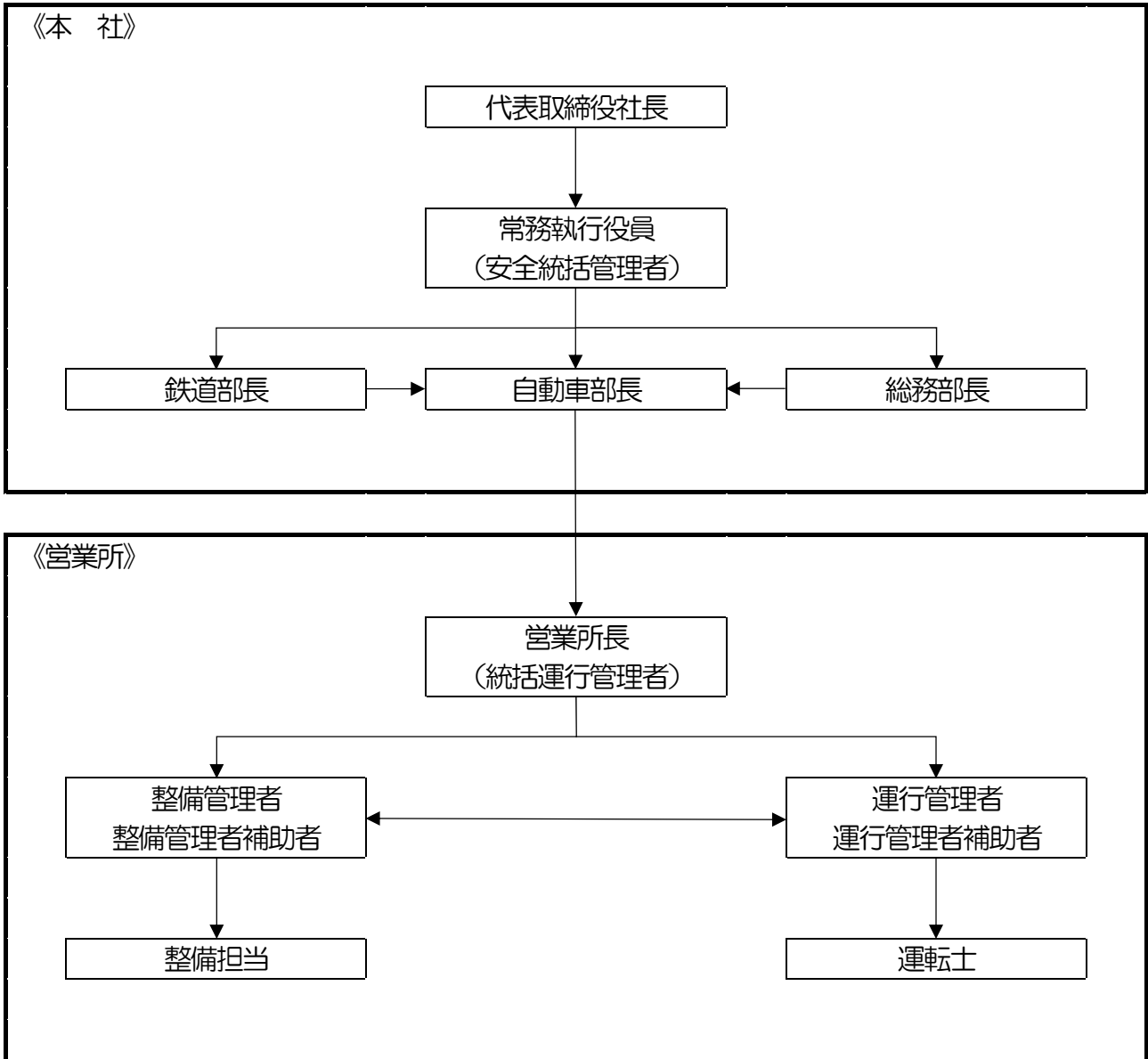
付 則

この規定は、平成25年10月1日から実施する。

〔別紙1〕

輸送の安全にかかわる情報の伝達体制、その他の組織体制

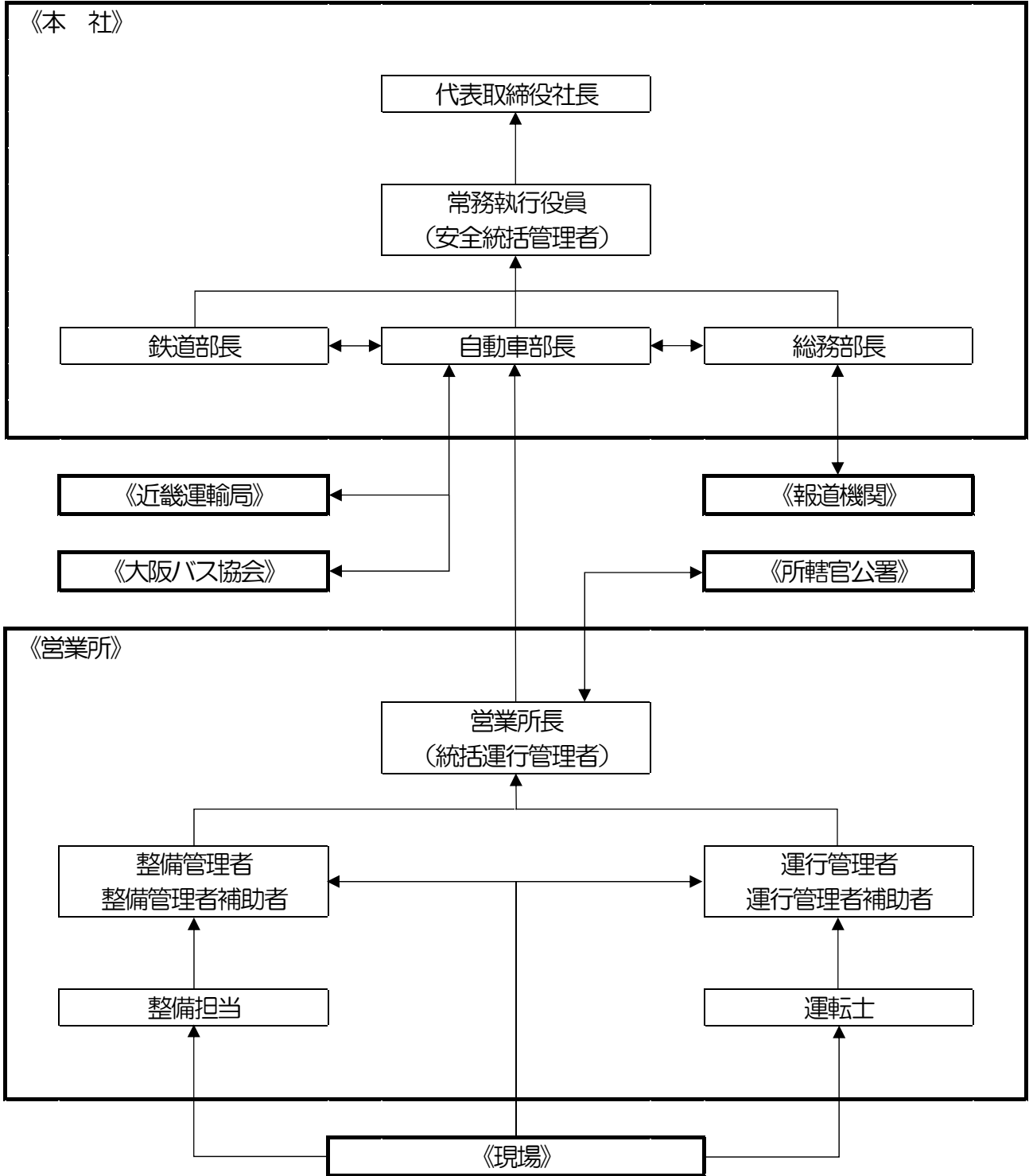
- 安全管理組織体制図（平成30年3月31日現在）



〔別紙2〕

輸送の安全にかかわる情報の伝達体制、その他の組織体制

- 安全管理報告連絡体制図（平成30年3月31日現在）



〔別紙3〕

事業用自動車に係る情報（平成30年3月31日現在）

【一般乗合旅客自動車運送事業】

	大型	中型	小型
保有車両台数	0台	7台	7台
最新車齢	—	11年	2年
最古車齢	—	11年	14年
平均車齢	—	11年	7年
ドライブレコーダー 搭載車両台数	—	0台	5台
デジタル式運行記録計 搭載車両台数	—	0台	0台
ASV搭載車両台数	—	0台	0台
主な運行態様	—	一般乗合	一般乗合
任意保険加入状況	—	対人：無制限 対物：500万円	対人：無制限 対物：500万円

【一般貸切旅客自動車運送事業】

	大型	中型	小型
保有車両台数	0台	0台	7台
最新車齢	—	—	2年
最古車齢	—	—	5年
平均車齢	—	—	3年
ドライブレコーダー 搭載車両台数	—	—	0台
デジタル式運行記録計 搭載車両台数	—	—	0台
ASV搭載車両台数	—	—	0台
主な運行態様	—	—	企業等送迎
任意保険加入状況	—	—	対人：無制限 対物：500万円

【特定旅客自動車運送事業】

	大型	中型	小型
保有車両台数	0台	0台	3台
最新車齢	—	—	9年
最古車齢	—	—	12年
平均車齢	—	—	10年
ドライブレコーダー 搭載車両台数	—	—	0台
デジタル式運行記録計 搭載車両台数	—	—	0台
ASV搭載車両台数	—	—	0台
主な運行態様	—	—	学校等送迎
任意保険加入状況	—	—	対人：無制限 対物：500万円